6 給水装置工事の申請手続及び設計審査

6.1 給水装置工事の申請

- 1 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない(給水条例第9条)。
- 2 指定事業者は、給水装置が構造材質基準に適合していること及び管理者が指定する 材料及び工法であることの確認、水理計算、事前調査等を実施し、申請を行うこと。
- 3 審査後に必要な場合は、分担金及び手数料を納入する。
- 4 道路等占用許可が必要な場合は、占用許可申請に係る必要な図書を提出する。

<解説>

- 1 給水装置工事の申請は、次のとおりとする。
 - (1) 給水を受けようとする申込者が指定事業者を選定し、給水装置工事の請負契約を締結する。
 - (2) 指定事業者は、申請に必要な図書(表-6.1.1)を申込者に説明の上で作成し、 給水工事課に申請する。
 - (3) 直結増圧式の申請において、増圧給水設備以降で幹線以外の申請は、表-6.1.1 のカのみとする。
 - (4) 申請に必要な図書は、表-6.1.1 のとおりとする。
- 3 さいたま市給水条例が、契約の内容となる事への同意を必要とする。

表-6.1.1 申請に必要な図書

No	図書名	備考
ア	給水装置工事申込書	
イ	給水装置工事設計審査申請書	11
ウ	使用材料表	
エ	利害関係者の承諾書	
オ	設計図	IJ
カ	水道管管理図	11
キ	案内図 (A 4)	"
ク	給水装置工事しゅん工検査申請書	11
ケ	No. <u>ア</u> から No. <u>オ</u> までの写し(白黒)	"
コ	給水装置しゅん工図謄本	11
サ	建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し	
シ	公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書	
ス	不動産売買契約書の写し	
セ	地積測量図、求積図、区画図	
ソ	直結給水システム事前協議申請書等の写し	

タ	受水槽設置届	
チ	受水槽廃止届	
ツ	給水装置用途区分(変更)届出書	
テ	新設開始使用申込書	
7	給水開始申込書	
ナ	給水装置抹消伝票	
11	水質検査結果報告書	
ヌ	代理人選定(変更)届出書	
ネ	建物全体図	
1	水道メーター連絡票	
ン	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書	
F	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書	
フ	戸別検針共同住宅増減室届出書	
>	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書	
ホ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表	
マ	直結増圧式給水条件承諾書	
111	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書	
ム	その他必要なもの	

ア、イ 給水装置工事申込書、給水装置工事設計審査申請書

鉛筆や、消せるボールペンによる記載を不可とする。修正は訂正印を使用し、 修正液及び修正テープを使用してはならない。

ウ 使用材料表

配水管等への取出口からメーター前後までの材料を記入し、支分は分岐部 からメーター前後までの材料を記入する (設置メーター及び返納メーターは朱 色)。

3階への直結直圧式及び直結増圧式等のメーターをパイプシャフト内に設置する場合は、第2止水栓までの材料を幹線に記入し、支分はメーター前後の材料を記入する。

エ 利害関係者の承諾書

給水装置工事を施工するに当って、利害関係(私道等掘削、支分及び増径 承諾)が発生するものは署名又は記名押印する。なお、別の書式を使用して 提出することも妨げない。その他必要と認められる場合は[特記事項]欄に 記入する。

a 土地所有者

給水装置の工事場所が給水装置所有者以外の者の土地に給水管を布設する場合は、住所を記入し署名又は記名押印する。

b 家屋所有者

給水装置所有者と家屋所有者が異なる場合等、必要と認められる場合は、 住所を記入し署名又は記名押印する。

c 支分及び増径承諾者

他の給水装置より支分、又は増径する場合は承諾者の水道番号、住所を記入し署名又は記名押印する。支分又は増径を受けようとする給水管に代表者が存在する場合はその旨を書面に明らかにし、代表者の責任において承諾を得ることを妨げない。

d 掘削承諾

給水装置工事に伴い、宅地、私道等の掘削(必要に応じ掘削に影響のある場所も含む)の承諾が必要な場合は、掘削場所、住所を記入し署名又は記名押印する。

※ 利害関係の承諾の考え方

利害関係の承諾は、給水装置工事の施工時及び施工後の紛争を未然に防ぐ ことを目的として、利害関係者の承諾の有無を確認するが、承諾や署名の有 無を理由として給水契約を拒む理由とはならない。

また、民法第209条、第213条の2及び第213条の3の適用を行い、申込を行う場合、その旨を申込者が書面に記載した上で、給水装置工事申込書を提出する。

利害関係についての責任は申込者にあり、水道局はこれに関与することはなく、また、責任も負わない。

このことを申込者及び利害関係者が理解し、給水装置工事申込の前に適切な利害関係の調整を行わなければならない。

支分、増径に関しては、給水装置の水量水圧に直接影響するものであるため、慎重に取り扱う必要があることから承諾の前段で主任技術者の水理計算及び現地調査の判断において、支分、増径の可否を主任技術者の責任により決定し、そのことを基に支分、増径承諾権者に承諾を受けるものとなる。

才 設計図

「5 図面作成」を参照する。

力 水道管管理図

申請地(給水範囲)と取出位置をマーキングし、修正は不可とする。

ク 給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けしたキを添付する。

ケ 設計書の写し

ア、イ、ウ、エ、オをA3のままコピーし提出する。

コ 給水装置工事しゅん工図謄本

新設以外の給水装置工事において新設工事以降の給水装置工事しゅん工図 謄本を全て添付する。 サ 建築確認済証(「建築基準法」第6条の2第1項による)の写し 建築確認済証並びに、その確認を受けた確認申請書の1から5面まで及び配 置図の写しを添付する。

- シ 公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書 公図、登記簿謄本は、主に以下の場合は必要
 - ・建築確認済証のない申請時における申請地の所有者の確認
 - ・ 利害関係者の確認
 - ・区画整理に伴う申請等

仮換地証明書は区画整理に伴う申請時に提出し、申請地住所確認のため底地番 証明書を同時に添付する。

- ※ 公図、登記簿謄本は登記事項要約書及びオンライン登記情報提供制度を利用 したものでも可とする。ただし、オンライン登記情報提供制度を利用した場合 は、必ず照会番号を付けること。
- ス 不動産売買契約書の写し

土地売買等で現在登記中の申請地を申請する場合は提出し、売主確認のため 公図・登記簿謄本を同時に添付する。

- セ 地積測量図、求積図、区画図 土地分筆等で申請地の地積確認ができない場合は、提出する。
- ソ 直結給水システム事前協議申請書の写し

直結給水システム事前協議申請書・特定施設水道連結型スプリンクラー事前 確認書・戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書について、担当と事 前協議したものを提出する。

タ、チ 受水槽設置届、廃止届

受水槽の内容を記入し、提出する。

ツ 給水装置用途区分(変更)届出書 共同住宅、戸別検針共同住宅の新設、撤去時及び世帯数の変更時に提出する。

テ新設開始使用申込書

新設工事を申請する場合は、提出する。

ト 給水開始申込書

新設時にメーターを設置せず閉栓として取扱われているもの(新設閉栓)を 開栓する場合は、提出する。

ナ 給水装置抹消伝票

撤去工事を申請する場合は、提出する。

二 水質検査結果報告書

受水槽式から直結式に切替える場合で、給水設備を再使用する時に提出する。 既設管の耐圧検査結果報告書も同時に提出する。この場合の耐圧試験は0.7 5メガパスカルとする。

ただし、3階への直結直圧式及び直結増圧式の場合は、直結給水システム事

前協議申請書提出時に添付済みであれば不要とする。

ヌ 代理人選定(変更)届出書

さいたま市以外の申込者による申請時に所有者が代理人を選定して来た場合 又は所有者への連絡に不都合が生じる恐れがある場合等、管理者が必要と認め るときに提出する。

ネ 建物全体図

3階への直結直圧式、直結増圧式及び戸別検針共同住宅の場合は、提出する (原則として、同一建物に複数のメーターを設置する場合に必要)。

ノ 水道メーター連絡票

口径20ミリメートルのメーター10個以上又は口径20ミリメートル以外のメーターを必要とする場合は、提出する。

ハ さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書

戸別検針共同住宅認定を申請する場合は、提出する。給水装置所在地・所有 者住所・氏名等は、登記簿謄本に記入されている事項をそのまま記入する。法 人の場合は、法人名・役職名を記入する。

ヒ さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書

戸別検針共同住宅認定をする場合は、原本(2部)を提出する。給水装置所 在地・所有者住所・氏名等は、登記簿謄本に記入されている事項をそのまま記 入する。法人の場合は、法人名・役職名まで記入する。割印は、表表紙の裏、 裏表紙の裏に押印する。

フ 戸別検針共同住宅増減室届出書

戸別検針共同住宅の増室及び減室による世帯数変更をする場合は、提出する。

へ 戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書

戸別検針共同住宅のメーターを庫出申請する場合は、提出する。申込室数は、 給水設備以降に設置するメーターを全て記入する。庫出日は水道局と協議の上 決定する。

- ホ 戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表 戸別検針共同住宅のしゅん工調査時に提出する。
- マ 直結増圧式給水条件承諾書 直結増圧式を申請する場合は、提出する。
- ミ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置を申請する場合は、提出する。
- ム その他必要なもの

道路掘削時のガス管埋設状況等

- 2 事前調査は図面の調査に加え、申請地に係る現地調査を実施すること。なお、以下の場合は特に注意すること。
 - (1) 既設の給水装置を再使用する場合は、管の状況、埋設位置等を調査し、一次側については水圧・水量を必ず確認すること。なお、現場の状況により確認不可能

な場合には、給水工事課に事前に相談すること。

(2) 集合住宅の場合は、各部屋の部屋番号が確定していることを確認すること。なお、確定していない場合は、部屋の位置が明確にわかる表現とすること。

6.2 設計審査

指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない(給水条例第10条第2項)。

<解説>

設計審査は、給水装置工事の適正施行の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施行方法が給水条例、水道局の定める規程及び基準等に適合していることを確認するために、工事着手前に管理者が行うものである。

設計審査は、申請書に記載された主任技術者が受けるものとする。ただし、申請内容 及び施工方法を熟知し、審査・検査方法を理解し、かつ職員の質問に対して適切に回答 できる者を代理人とすることができる。

なお、書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容に支障があると認められた場合や変更が生じた場合は、申請手続を行う主任技術者は、その訂正及び改善方法について指示に従い、必要箇所の修正を行わなければならない。

設計審査後、当該給水装置工事にやむを得ず変更が生じた場合、主任技術者は、水道局にすみやかにその旨を連絡し、指示に従うものとする。

具体例は以下のとおりとする。

- (1) 給水管の占用位置や分岐位置が変更となるとき。
- (2) 給水管の口径及びメーター口径が変更となるとき。
- (3) 計画使用水量が著しく変更となるとき。
- (4) 給水方式が変更となるとき。
- (5) 事前協議の内容に変更が生じたとき。
- (6) その他、設計書の内容に変更が生じたとき。

6.3 給水設備を給水装置に切替える場合の手続き

- 1 平成17年9月5日付け健水発第0905002号「受水槽以下設備を給水装置に 切替える場合の手続きについて」に基づき、申請をすること。
- 2 給水設備を給水装置に切り替える場合、給水装置工事の申請をすること。

<解説>

給水設備を給水装置に切替える場合は、申請者は平成17年9月5日付け健水発第0905002号「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」に基づき、給水工事課へ給水装置工事の申請をしなければならない。

1 事前確認

給水設備を給水装置に切替える工事の申請者(指定事業者等)は、事前に次の(1)~(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。なお、給水工事課は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した1日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとすることができる。

(1) 更生工事の履歴がない給水設備から、給水装置に切替える場合

ア 既設配管の材質

- (ア) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(厚生省令第14号)(以下「構造材質基準」という。)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- (イ) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- (ウ) 埋め込み等により確認が困難な場合は、給水工事課の判断を求める。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧試験における水圧は0.75メガパスカルを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ウ 水質試験

- (ア) 直結式への切替え前において、法第20条第3項に規定する者による水質 試験を行い、法第4条に定める水質基準に適合していることを確認する。
- (4) 採取方法は、毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間 滞留させたのち採水するものとする。
- (ウ) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、給水工事課との協議結果に応じて、鉄、p H等の水質試験を実施する。
- (2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工 状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

- (ア) 構造材質基準に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- (イ) ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、

施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写 真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

(ウ) ライニングに使用された塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準 適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧試験における水圧は0.75メガパスカルを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ウ 浸出性能確認の水質試験

- (ア) 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- (イ) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から 浸出する可能性のある項目とする。
- (3) 更生工事の履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

ア 既設配管の耐圧試験

耐圧試験における水圧は0.75メガパスカルを原則とし、1分間水圧を加 えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

イ 浸出性能試験

- (ア) ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- (4) 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水(給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの)を採取するとともに、管路内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

この場合において、一度の採水で5リットルの水量を確保できない場合は、 同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

(ウ) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1の すべての項目を行う。

2 給水装置工事の申込み

給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給 している給水装置に接合する工事であることから、給水装置の変更(改造)工事と して取り扱う。 給水設備を給水装置に切替える工事の申請者は、次に掲げる図書類を入手又は作成し、給水工事課へ提出しなければならない。

表-6.3.1 給水装置の変更(改造)工事の申請に必要な図書

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	0	0	0
既設配管の材質確認書 (図面及び現場確認)	0		
水質試験成績証明書	0		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者		0	
認証品の場合は当該機関の認証登録証の写し			
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		0	
同上施工報告書 (写真添付)		0	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		0	
浸出性能試験成績証明書			0
その他水道局が指示した図書	0	0	0

注 表の(1)(2)(3)は、<解説> 1 事前確認(1)(2)(3)の工事をいう。

6.4 地下水(飲料用)の配管を給水装置に切替える場合の手続き

原則として地下水で使用した配管は、布設替えするものとする。

<解説>

材質及び配管が不明である場合が考えられるため再使用することは望ましくない。やむを得ず再使用する場合は、「6.3 給水設備を給水装置に切替える場合の手続き」に準じた取扱いとする。

6.5 道路等占用許可

道路法第32条等の規定により、道路等に給水管を新設又は撤去する場合は、道路管理者等の許可を受けなければならない。

<解説>

占用許可が必要な場合は、申請者は給水装置工事の申請と同時に占用許可申請の必要書類を作成する。水道局は、その占用許可申請に係る書類を道路管理者に提出することの委任を申請者より受けるものとする。

なお、道路管理者からの占用許可条件に係る責務は申請者及び指定事業者が負うものとする。

また、検査予約窓口にて予約を行い、工事日が確定した上で申請する。

- 1 市道・市管轄の国・県道の占用許可申請
 - (1) 申請に必要な図書
 - ア 道路占用許可手続委任書 1部 申請者の押印が必要です。
 - イ 図面 5部

工事場所(申請地)・申請者・案内図・道路断面図・掘削平面図 新設及び撤去延長を記入した表。

- ウ 履行誓約書 1部 本復旧予定日は、許可書記載の工事期間内の日付で記入します。 競合の他工事がある場合、事前に他工事の施工業者と協議を行うこと。 掘削後の本復旧予定日を明確にし、速やかに本復旧工事を施工すること。
- エ 水道(給水管)工事のお知らせ 1部 施工場所を学区内とする小中学校に工事内容をお知らせします。
- (2) 申請に必要な図書の記入要領 表-6.5.1及び表-6.5.2を参考に作成すること。

表-6.5.1 道路占用許可手続委任書

記入項目	記 入 要 領
申請者	給水装置工事の申込者 (押印)
施工業者	必ず指定番号も記入
現場責任者	該当者氏名及び緊急連絡先
占用道路	占用する道路種別
占用場所	掘削する工事場所
路線番号	道路台帳及び道路網図に記入されている番号
道路区分	掘削する道路区分
道路組成	道路組成図で確認
掘削規制	掘削規制台帳で確認

- ※ 上記の記入要領に従い、作成すること。
- ※ 審査に合わせて、審査担当の確認を受ける。

表-6.5.2 図面

記入項目	記 入 要 領
工事場所(申請地)	掘削する工事場所を上部に記入
申請者	給水装置工事の申込者を上部に記入
案内図	工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入し
	たものと同等のもの
	方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング
	(斜線)で記入
平面図	設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれ
	の寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ)
	新設管は赤の実線、撤去管は黒の実線にハッチング(斜線)、管種・布
	設延長・口径(外径)を記入
断面図	設計図の断面図と同等のもの
	管種・数量・口径 (外径)・埋設位置標示シートを記入
占用一覧表	新設管及び撤去管の管種・口径(外径)・数量(延べ)を新設管は赤字
	で、撤去管は黒字で記入
その他	書式の下部に施工業者名、指定番号、現場担当者名、緊急連絡先及び
	FAX番号を記入

※ 図面の縮尺は原則100分の1、用紙はA4で作成すること

- 2 土地区画整理地内の占用許可
 - (1) 基本的に、許可申請方法は市道と同じとする。ただし、土地区画整理地内の道路管理者が異なる場合があるため、事前に該当地の管轄部署に確認した上で申請手続きをすること。
 - (2) 申請地においては、街区番号も記入すること。
 - (3) 各まちづくり事務所所管の土地区画整理地内については、現地を3方向から撮影し、埋設及び撤去箇所を示した写真を2部添付する。
- 3 市所管の水路、河川敷(保全区域を含む)の占用許可
 - (1) 基本的に、許可申請方法は市道と同じとする。
 - (2) 占用許可申請は、所管の建設事務所と調整を済ませた上で行なうこと。
- 4 県土整備事務所直轄区間の河川の占用許可

「河川法」第24条・第26条の河川区域内及び第55条の河川保全区域内にて 給水管工事を行う場合には、別途、県土整備事務所へ占用の申請を行う。事前に県 土整備事務所で河川台帳を取得し、給水工事課の占用担当と調整の上、必要な申請 書類を作成する。

- 5 見沼代用水区域の占用許可 見沼代用水の周辺を掘削する際の占用許可は見沼代用水土地改良区へ直接提出し、 許可を受けるものとする。
- 6 国土交通省直轄管理区間の国道(16号、17号、298号)の占用許可 国土交通省直轄管理区間の道路占用及び掘削工事施工許可手続きは、事前に給水 工事課の占用担当と調整の上、必要な図書及び図面を作成すること。
- 7 許可申請から許可までの処理期間
 - (1) 市道並び市管理区間の国道及び県道の占用の許可に要する日数は、道路管理者が定めた期間となる。
 - ※ 占用許可までの標準的な処理期間は、道路管理者が受理してから2~3週間とされていることが多い。また、書類の不備補正期間や変更が生じた場合の期間は、標準処理期間に含まれないため、日程の調整には余裕をもって申請すること。
 - (2) 国土交通省直轄管理区間の国道(16号、17号、298号)において、道路 占用許可に要する日数は、1ヶ月以上となるので十分注意する。